○事業適応促進円滑化業務実施方針

第１章　総　　則

（目的）

第１条　事業適応促進円滑化業務実施方針は、事業適応促進円滑化業務（産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号。以下「法」という。）第 21 条の 24 第１項に規定する事業適応促進円滑化業務をいう。以下同じ。）の方法、条件その他の必要となる基本的事項を定め、もって当該業務の効果的かつ効率的な実施に資することを目的とする。

（業務の実施）

第２条　株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、次の各号に掲げる資金の貸付け又は当該資金を調達するために発行する社債の引受けの申請等を受けた指定金融機関（法第 21 条の 26 第１項の規定により指定された指定金融機関をいう。以下同じ。）が、公庫に資金の貸付け又は利子補給金の支給の申請等をした場合には、事業適応促進円滑化業務を行うものとする。

一　認定事業適応事業者（法第 21 条の 22 第１項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）が認定事業適応計画（法第 21 条の 23 第２項に規定する認定事業適応計画をいう。以下同じ。）に従って認定事業適応関連措置（法第 21 条の 24 第１項第１号に規定する認定事業適応関連措置をいう。以下同じ。）を実施するための資金

二　認定事業費上昇事業適応事業者（法第 21 条の 23 の２第１項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）が認定事業費上昇事業適応計画（第 21 条の 23 の３第２項に規定する認定事業費上昇事業適応計画をいう。以下同じ。）に従って認定事業費上昇事業適応関連措置（法第 21 条の 24 第１項第４号に規定する認定事業費上昇事業適応関連措置をいう。以下同じ。）を実施するための資金

（体制等の整備）

第３条　公庫は、事業適応促進円滑化業務を円滑に実施するため必要な専任の部署を本店に設置し、その部署に当該業務を統括する責任者を置くものとする。

（認定事業者に対する貸付け及び社債の引受けに関する事項）

第４条　事業適応促進円滑化業務による資金の貸付け及び利子補給金の支給の対象とする貸付け（以下この条において単に「貸付け」という。）並びに事業適応促進円滑化業務による資金の貸付けの対象とする社債の引受け（以下この条において単に「社債の引受け」という。）は、この条に定めるところにより行うものとする。

２　貸付けに関する事項は、次の各号に定めるとおりとする。

一　貸付けの取扱期間

認定事業適応計画又は認定事業費上昇事業適応計画（以下「認定計画」という。）の期間とする。

二　貸付けの相手方

認定事業適応事業者又は認定事業費上昇事業適応事業者（以下「認定事業者」という。）とする。

三　貸付けの限度額

認定計画に従って実施する認定事業適応関連措置又は認定事業費上昇事業適応関連措置（以下「認定措置」という。）に必要な事業費の範囲内とする。

四　貸付けの償還期限

主務大臣が定めるところによる。

五　貸付けの据置期間

必要に応じて据置期間を設ける。

六　貸付けの償還方法

割賦償還（事業適応促進円滑化業務による利子補給金の支給の対象とする貸付けについては、元金均等償還に限る。）又は一括償還とする。

七　担保

必要に応じ担保を徴する。

八　保証人

必要に応じ保証人を徴する。

九　認定取消時の繰上償還

法第 21 条の 23 第２項若しくは第３項又は法第 21 条の 23 の３第２項若しくは第３項の規定に基づき認定計画の認定が取り消された場合には、指定金融機関は、当該認定計画に基づき貸付けた資金について繰上償還を求めるものとする。

3　社債の引受けに関する事項は、次の各号に定めるとおりとする。

一　社債の引受けの取扱期間

認定事業適応計画（国際経済事情激変事業適応（法第 21 条の 20 第２項第３号に規定する国際経済事情激変事業適応をいう。以下同じ。）を実施するものに限る。）又は認定事業費上昇事業適応計画の期間とする。

二　社債の引受けの相手方

認定事業適応事業者（国際経済事情激変事業適応を実施するものに限る。）又は認定事業費上昇事業適応事業者とする。

三　社債の引受けの限度額

認定事業適応計画（国際経済事情激変事業適応を実施するものに限る。）に従って実施する認定事業適応関連措置又は認定事業費上昇事業適応計画に従って実施する認定事業費上昇事業適応関連措置に必要な事業費の範囲内とする。

四　社債の引受けにより引き受けた社債の償還期限

主務大臣が定めるところによる。

五　社債の引受けにより引き受けた社債の据置期間

必要に応じて据置期間を設ける。

六　社債の引受けにより引き受けた社債の償還方法

分割償還又は一括償還とする。

七　担保

必要に応じ担保を徴する。

八　保証人

必要に応じ保証人を徴する。

九　認定取消時の繰上償還

法第 21 条の 23 第２項若しくは第３項又は法第 21 条の 23 の３第２項若しくは第３項の規定に基づき認定事業適応計画（国際経済事情激変事業適応を実施するものに限る。）又は認定事業費上昇事業適応計画の認定が取り消された場合には、指定金融機関は、当該計画に基づく社債の引受けにより引き受けた社債について繰上償還を求めるものとする。

第２章　業務に関する事項

（指定金融機関に対する資金の貸付けの条件に関する事項）

第５条　公庫が事業適応促進円滑化業務として行う指定金融機関に対する貸付け（以下「ツーステップ・ローン」という。）は、次の各号に定めるところにより行う。

一　ツーステップ・ローンの対象

認定事業者が認定計画に従って認定措置を実施するために必要な資金を、指定金融機関が貸付け又は社債の引受けを行う際に必要となる資金とする。

二　ツーステップ・ローンの方法

証書貸付とする。

三　ツーステップ・ローンの利率

公庫がツーステップ・ローンのために国から借り入れる財政融資資金の利率と同じ利率とする。

四　ツーステップ・ローンの償還期限

７年、10 年又は 15 年とする。

五　ツーステップ・ローンの据置期間

償還期限が７年又は 10 年のものについては２年、償還期限が 15 年のものについては３年とする。

六　ツーステップ・ローンの償還方法

半年賦元金均等償還とする。

七　不用資金の返済

指定金融機関は、公庫から借り入れた資金の全部又は一部について、認定事業者に対する貸付け又は社債の引受けに必要な資金として使用しないこととなった場合（主務大臣が特に必要と認める場合を除く。）は、当該使用しないこととなった額を公庫に返済するものとする。

八　繰上償還に係る補償金

指定金融機関が公庫に対し繰上償還（前号の規定による公庫への返済を含む。この号において同じ。）を行う場合に公庫に対し支払うこととなる繰上償還に係る補償金その他の取扱いについては、法第21条の29第１項の規定に基づき公庫と指定金融機関の間で締結する協定で定めるところによる。

（利子補給金の支給に関する事項）

第６条　公庫が指定金融機関に対して行う利子補給金の支給は、次の各号に定めるところにより行う。

一　対象となる貸付け

認定事業者（エネルギー利用環境負荷低減事業適応（法第21条の20第２項第２号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応をいう。）を実施するものに限る。以下この条において同じ。）が認定措置を行うのに必要な資金の指定金融機関による貸付けであって、主務大臣が定めるところによるものとする。

二　利子補給率

主務大臣が定めるところによる。

三　支給対象期間

主務大臣が定めるところによる。

四　支給方法

公庫は、半年ごとに、指定金融機関からの請求により利子補給金を支給するものとする。

五　支給の停止

公庫は、指定金融機関から認定事業者に対する貸付けに係る債権について期限の利益を喪失した場合又は延滞開始後３ヵ月を経過した場合は、期限の利益喪失の日又は延滞開始後３ヵ月を経過した日の翌日以降の利子補給金に相当する額については支給しないものとする。

（禁止事項）

第７条　指定金融機関は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。ただし、第１号に掲げる行為については法に基づく命令（告示を含む。）に、第２号に掲げる行為については業務規程（法第21条の26第２項に規定する業務規程をいう。）に、特段の定めがある場合は、この限りでない。

一　既存の債権の弁済を行うために認定事業者に対する貸付けを行うこと。

二　事業適応促進業務（法第21条の26第１項に規定する事業適応促進業務をいう。）の全部又は一部を第三者に委託すること。

附　則

（施行日）

１　この方針は、令和３年８月２日から施行する。

（主管部）

２　この方針の主管部は、危機対応等円滑化業務部とする。

附　則（令和６年８月 28 日）

（施行日）

１　この方針は、令和６年９月 18 日から施行する。

（経過措置）

２　新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 45 号）附則第４条第２項の規定に基づき同法第１条の規定による改正前の産業競争力強化法第 21 条の 17 第１項に規定する業務を行う場合には、この方針を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げるこの方針の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第１条	産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号。以下「法」という。）第 21 条の 24 第１項	新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 45 号）第１条の規定による改正前の産業競争力強化法（以下「旧産競法」という。）第 21 条の 17 第１項
第２条	法第 21 条の 22 第１項	旧産競法第 21 条の 15 第１項
	法第 21 条の 23 第２項	旧産競法第 21 条の 16 第２項
	法第 21 条の 24 第１項第１号	旧産競法第 21 条の 17 第１項第１号
	法第 21 条の 26 第１項	旧産競法第 21 条の 19 第１項
第４条第９号	法第 21 条の 23 第２項又は第３項	旧産競法第 21 条の 16 第２項又は第３項
第５条第８号	法第 21 条の 29 第１項	旧産競法第 21 条の 22 第１項
第６条第１号	法第 21 条の 20 第２項第２号	旧産競法第 21 条の 13 第２項第３号
第７条	法第 21 条の 26 第２項	旧産競法第 21 条の 19 第２項
第７条第２号	法第 21 条の 26 第１項	旧産競法第 21 条の 19 第１項

附　則（令和８年７月 16 日）

（施行日）

１　この方針の変更は、令和８年８月７日から施行する。

（調整規定）

２　経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力

強化法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 29 号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「第２号施行日」という。）がこの方針の施行の日後である場合においては、この方針の施行の日から第２号施行日の前日までの間、次の表の左欄に掲げるこの方針の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第２条	株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、次の各号に掲げる資金の貸付け又は当該資金を調達するために発行する社債の引受けの申請等を受けた指定金融機関（法第 21 条の 26 第１項の規定により指定された指定金融機関をいう。以下同じ。）が、公庫に資金の貸付け又は利子補給金の支給の申請等をした場合には、事業適応促進円滑化業務を行うものとする。 一　認定事業適応事業者（法第 21 条の 22 第１項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）が認定事業適応計画（法第 21 条の 23 第２項に規定する認定事業適応計画をいう。以下同じ。）に従って認定事業適応関連措置（法第 21 条の 24 第１項第１号に規定する認定事業適応関連措置をいう。以下同じ。）を実施するための資金 二　認定事業費上昇事業適応事業者（法第 21 条の 23 の２第１項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）が認定事業費上昇事業適応計画（第 21 条の 23 の３第２項に規定する認定事業費上昇事業適応計画をいう。以下同じ。）に従って認定事業費上昇事業適応関連措置（法第 21 条の 24 第１項第４号に規定する認定事業費上昇事業適応関連措置をいう。以下同じ。）を実施す	株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、認定事業適応事業者（法第 21 条の 22 第１項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）から認定事業適応計画（法第 21 条の 23 第２項に規定する認定事業適応計画をいう。以下同じ。）に従って認定事業適応関連措置（法第 21 条の 24 第１項第１号に規定する認定事業適応関連措置をいう。以下同じ。）を実施するための資金の貸付け又は当該資金を調達するために発行する社債の引受けの申請等を受けた指定金融機関（法第 21 条の 26 第１項の規定により指定された指定金融機関をいう。以下同じ。）が、公庫に資金の貸付け又は利子補給金の支給の申請等をした場合には、事業適応促進円滑化業務を行うものとする。

	るための資金	
第４条 第２項 第１号	認定事業適応計画又は認定事業費上昇事業適応計画	認定事業適応計画
第４条 第２項 第２号	認定事業適応事業者又は認定事業費上昇事業適応事業者	認定事業適応事業者
第４条 第２項 第３号	認定事業適応関連措置又は認定事業費上昇事業適応関連措置	認定事業適応関連措置
第４条 第２項 第９号	法第 21 条の 23 第２項若しくは第３項又は法第 21 条の 23 の３第２項若しくは第３項	法第 21 条の 23 第２項又は第３項
第４条 第３項 第１号	認定事業適応計画（国際経済事情激変事業適応（法第 21 条の 20 第２項第３号に規定する国際経済事情激変事業適応をいう。以下同じ。）を実施するものに限る。）又は認定事業費上昇事業適応計画	認定事業適応計画（国際経済事情激変事業適応（法第 21 条の 20 第２項第３号に規定する国際経済事情激変事業適応をいう。以下同じ。）を実施するものに限る。）
第４条 第３項 第２号	認定事業適応事業者（国際経済事情激変事業適応を実施するものに限る。）又は認定事業費上昇事業適応事業者	認定事業適応事業者（国際経済事情激変事業適応を実施するものに限る。）
第４条 第３項 第３号	認定事業適応計画（国際経済事情激変事業適応を実施するものに限る。）に従って実施する認定事業適応関連措置又は認定事業費上昇事業適応計画に従って実施する認定事業費上昇事業適応関連措置	認定事業適応計画（国際経済事情激変事業適応を実施するものに限る。）に従って実施する認定事業適応関連措置
第４条 第３項 第９号	法第 21 条の 23 第２項若しくは第３項又は法第 21 条の 23 の３第２項若しくは第３項の規定に基づき認定事業適応計画（国際経済事情激変事業適応を実施するものに限る。）又は認定事業費上昇事業適応計画	法第 21 条の 23 第２項又は第３項の規定に基づき認定事業適応計画（国際経済事情激変事業適応を実施するものに限る。）